



【令和9年度要求額 1,085百万円（189百万円）】

※2年間で総額1,333百万円の国庫債務負担

## PFASの科学的知見を充実させつつ、汚染拡大対策の支援等を進めます。

### 1. 事業目的

- ・環境部局・水道部局連携の下での実態把握・対策による水道水源の保全
- ・PFOS等の濃度低減のための対策手法、環境中の存在状況、有害性等に関する知見の充実を通じた更なる対策の検討
- ・正確かつ分かりやすい情報発信による不安解消

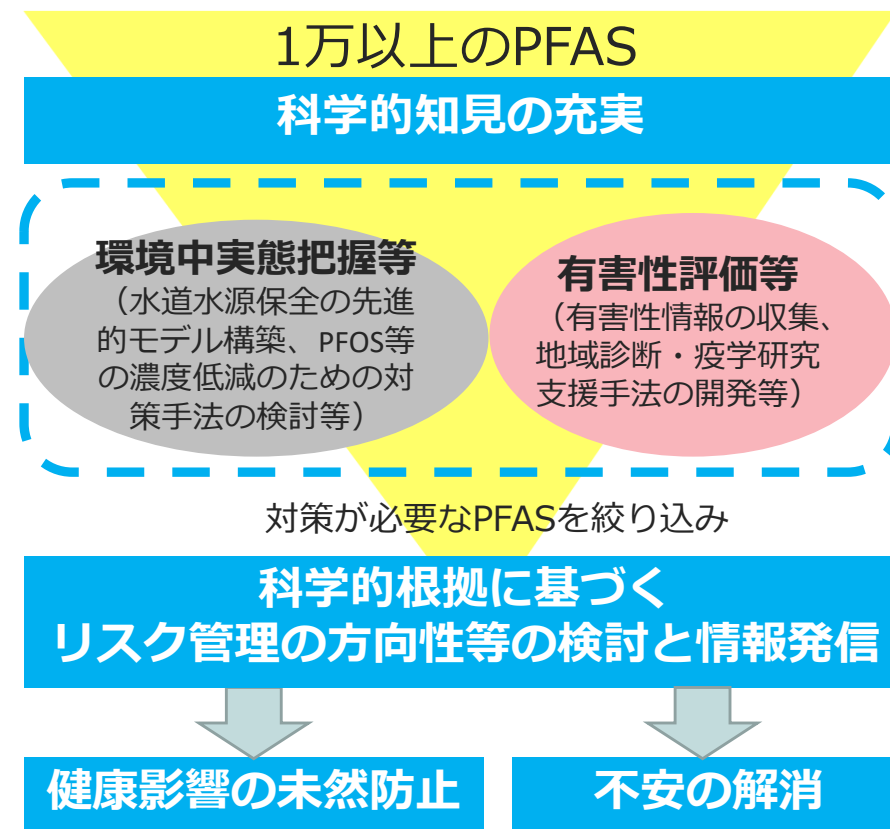
### 2. 事業内容

- ① PFASの環境中実態把握・汚染拡大防止対策支援：  
環境部局・水道部局が連携した水道水源保全の先進的モデルの構築、PFOS等の濃度低減のための対策手法の検討、環境中への流出・拡散等に関する科学的知見の収集により、更なるリスク管理手法の検討を行う。
- ② PFASの健康影響把握事業：  
PFASの有害性やその評価手法の研究等についての情報収集や地域診断・疫学研究支援手法の開発を行う。
- ③ PFAS対策の総合的な検討：  
国内外の動向等を踏まえ、リスク管理の方向性等を検討する。また、PFASに関する正確で分かりやすい情報発信を強化する。
- ④ PFASコミュニケーションガイドブック（仮）作成等経費  
指針値超過時のコミュニケーションに係るガイドブックの作成等を行う。

### 3. 事業スキーム

- |       |                         |
|-------|-------------------------|
| ■事業形態 | 請負（①～④）                 |
| ■請負先  | 民間事業者等                  |
| ■実施期間 | 令和9年度～（②・④）、令和8年度～（①・③） |

### 4. 事業イメージ



# 泡消火薬剤等のPFAS使用製品適正管理等促進事業



【令和9年度要求額「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行経費」のうち 53百万円（50百万円）】



諸外国の動向なども参考に、PFASの性状・用途に応じた排出抑制等の適正管理の在り方等を検討します。

## 1. 事業目的

- ① 欧米をはじめとする諸外国のPFASに係る規制やPFAS使用製品の管理方策等の動向、ならびにPFASに関連する国際的な知見の蓄積・議論の動向などについて情報収集を強化し、我が国の規制・適正管理の在り方について検討する。
- ② PFAS使用製品の中でも、既に化審法で製造・輸入が禁止されているPFOS、PFOA等を含有する泡消火薬剤について、在庫量把握の取組を広く展開し、適正管理や代替を促進することで、PFASによる環境汚染を防止する。

## 2. 事業内容

令和5年7月に「PFASに対する総合戦略検討専門家会議」にて取りまとめられた「PFASに関する今後の対応の方向性」を踏まえ、我が国においても優先順位を付けつつ、PFASに喫緊に対応する必要がある。

### 【国外調査による情報収集】

- ・ 欧州REACHや米国規制の動向をはじめ、諸外国のPFASに係る規制やPFAS使用製品の管理方策等について情報収集する。
- ・ スtockホルム条約の枠組みにおけるPFASのリスク評価に係る新しい知見の蓄積や議論の動向、それらを踏まえた対応のために必要な情報を収集する。

### 【PFAS使用製品の適正管理、代替の促進に向けた取組】

- ・ PFOS、PFOA等を含有する泡消火薬剤について、在庫量調査マニュアルや広報資料を活用して実態把握の取組を広く展開するとともに、適正管理や代替の促進に向けて、その実態や各種施策を踏まえた効果的な取組を検討・実施する。

## 3. 事業スキーム

- |          |                |
|----------|----------------|
| ■ 事業形態   | 請負事業           |
| ■ 委託・請負先 | 民間事業者・団体/研究機関等 |
| ■ 実施期間   | 令和6年度～         |

## 4. 事業イメージ

### 【国外調査による情報収集】

欧米や国際的な規制・PFAS使用製品の管理方策の動向等について、必要な情報収集を強化



### 【PFAS使用製品の適正管理、代替の促進に向けた取組】 PFOS等含有泡消火薬剤の在庫量把握の取組の展開等



泡消火薬剤の在庫量把握方法に係る検討成果をもとに、実態把握を促進

在庫量把握、適正管理の必要性の周知、代替促進などに繋げる

【令和9年度要求額 233百万円（207百万円）】  
うち 32百万円（29百万円）

## 化管法に基づく自主的な化学物質管理の更なる促進により、化学物質管理を新たなステージへ進めます。

### 1. 事業目的

- ① 化管法に基づくPRTR制度による化学物質の環境への排出量等の公表を通じ、事業者による自主的な化学物質管理の更なる促進を図る。
- ② 最新の科学的知見を基に制度の見直し等を検討することで、より適切な化学物質管理を実現する。
- ③ PRTR制度運用の知見を活用した有機フッ素化合物（PFAS）に関する取組強化を図る。
- ④ 事業者の自主管理の更なる強化のための制度的基盤の整備によりネイチャーポジティブを推進する。

### 2. 事業内容

#### ・化管法次期見直しに向けた課題の整理・検討

→国内外の動向を踏まえつつ、次期化管法制度見直しにおいて必要な検討事項への対応案に関する調査、化学物質管理指針改訂案の作成等を行う。

#### ・PRTR制度運用の知見を活用した有機フッ素化合物（PFAS）に関する取組強化

→主要なPFASに関して、環境中へのPFAS排出量の推計に向けた検討を行う。また、化学物質アドバイザーを活用したリスクコミュニケーションの推進を図る。

#### ・ネイチャーポジティブ推進のための制度的基盤の検討・整備

→外来生物防除等の政策課題に対し、自主管理の強化により生態系へのリスクを低減し、ネイチャーポジティブを推進するための制度的基盤を検討・整備する。

#### ・PRTR制度の運用（届出集計・公表、排出量推計）

→プラスチック中添加剤の排出量推計の充実等を図るなど、最新の政策課題に対応しつつ、法に基づくPRTR制度を着実に運用する。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体等
- 実施期間 平成11年～

※ PRTR制度：事業者は対象となる化学物質の環境中へ排出した量や事業所の外へ移動させた量の届出を行い、国はその集計結果及び推計を行った届出対象外の排出量の集計結果の公表を行う制度。

### 4. 事業イメージ

